

育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社トーコー（以下「会社」という。）と従業員代表 升田 康一 は、会社における育児・介護休業等に関し次のとおり協定する。

（適用範囲）

第1条 本協定は、すべての労働者（以下「従業員」という。）に適用する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第2条 会社は次の従業員から1歳（法定要件に該当する場合は1歳6か月又は2歳）に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
 - (2) 申出の日から1年（1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 2 会社は次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
- (1) 入社1年未満の従業員
 - (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第3条 会社は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（子の看護等休暇の申出を拒むことができる従業員）

第4条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から子の看護等休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

（子の看護等休暇の時間単位取得を拒むことができる従業員）

第5条 会社は、次の従業員から子の看護等休暇の時間単位取得の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 自動車運行管理業務に従事する従業員

（介護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第6条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

（介護休暇の時間単位取得を拒むことができる従業員）

第7条 会社は、次の従業員から介護休暇の時間単位取得の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 自動車運行管理業務に従事する従業員

（育児・介護のための所定外労働の制限（残業の免除）の請求を拒むことができる従業員）

第8条 会社は、次の従業員から、育児・介護のための所定外労働の制限（残業の免除）の請求があったときは、その請求を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第9条 会社は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- (3) 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員

2 前項に規定する業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務は次のとおりとする。

- (1) 自動車運行管理業務に従事する従業員

（介護のための勤務時間短縮等の措置の申出を拒むことができる従業員）

第10条 会社は、次の従業員から介護のための勤務時間短縮等の措置の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（従業員への通知）

第11条 会社は、前条までのいずれかの規定により従業員の申出又は請求を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、2025年4月1日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、労使双方いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

協定成立年月日 2025年 3月 17日

株式会社トーコー
代表取締役 菱谷 浩三



従業員代表 升田 康一

